

宇都宮ハンドボールクラブ規約

(名称)

第1条 本会の名称は宇都宮ハンドボールクラブ（以下宇都宮 H C という）と称する。

(目的)

第2条 宇都宮 H C はハンドボールを通じて下記を目的とする。

- ① 小へのハンドボールの普及及び強化
- ② ハンドボールの基本的な技術・知識の習得
- ③ ハンドボールに楽しさを感じ、継続意欲の向上
- ④ 礼儀・態度・行動を重んじ、自立した行動ができる人間育成

(活動)

第3条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① ハンドボールの練習、試合及び観戦
- ② 会員相互の親睦を深める各種イベント
- ③ その他、目的を達成するために必要な活動

(入会)

第4条 宇都宮 H C に入会できる会員は、以下の通りとする。

- ① 宇都宮 H C の目的に賛同し、本規約と規則、方針に従える者。
- ② 栃木県内の小・中学校に通学していること。ただし、県外の小・中学生であっても宇都宮 H C が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 保護者が本規約と規則、方針及び会費について同意し、承諾を得て入会申込書を提出した者。

(会費)

第5条 会費は年会費と月会費とする。金額、支払方法、支払期限は別に定める。また、各種大会、遠征またはその他の事由で必要な諸費用については別途支払わなければならない。

(退会)

第6条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。また、活動において、本規約と規則、方針を著しく反した場合は、退会を干渉する場合がある。

(活動内容)

第7条 宇都宮 H C の指導要領及び細目に基づく個別的・具体的指導法は、宇都宮 H C の指導スタッフが計画し、決定する。

(保険)

第8条 すべての会員は入会時にスポーツ安全保険に加入する。補償は保険の適用範囲内とする。加入手続きは宇都宮 H C で行う。

(負傷時の処置)

第9条 会員が練習中、または試合中に負傷した場合は、宇都宮 H C で応急処置を施し、緊急の場合のみ医療機関に連れて行く。ただし、その後の治療、通院、入院等について宇都宮 H C は責任を負わない。

(免責)

第10条 活動中に諸規則やスタッフの指示に従わないことにより起こった事故、盗難等については自己責任とし、宇都宮 H C は賠償しない。

(規約の改正)

第11条 規約の改正については、全会員に通知し意見を聴取した上で、スタッフ全員の承認による。ただし、全会員の意見が反映されるとは限らない。

この規約は令和5年4月1日から適用する。